

「無免許運転」と「無免許運転幫助行為」

- **無免許運転**は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
行政処分 基礎点数 25点

25点だと、前歴0回の人でも、取消・欠格期間2年になってしまいます。

無免許運転の形態としては、次の様なものがあります。

- <全くの無免許> 全く免許を持っていない人が運転する場合
- <種別外> 原付免許しかないのに、普通車を運転する様な場合
- <停止中> 免許の効力が無い時に運転する場合

- **無免許運転幫助**には、自動車等の提供や同乗があります。

自動車等の提供は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
行政処分 無免許運転をした者と同等処分

自動車等の同乗は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**
行政処分 無免許運転をした者と同等処分

**無免許運転の幫助行為は無免許運転した人に
準じた重さ(25点相当 = 取消・欠格期間2年)に
なります！**



受験相談
運転免許の取消になった方や欠格期間がある方は住所地を管轄する警察署又は運転免許センターで受験相談をしましょう。
受付時間 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始の期間を除く)
8:30~17:15(執務時間内)
持参品 身分証明書
取消処分を受けた方は、取消処分書